

川崎市個人型トップアスリート助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に縁があり、かつ、将来的に競技団体などからの強化指定を受けることが期待される選手を支援し、世界的に活躍するトップアスリートを輩出することで、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、本市への愛着や誇りの醸成に繋げることを目的とし、選手の活動に必要な経費に対して、予算の範囲内で助成金を交付すること等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号の全てに該当し、かつ、第3条に規定する対象競技の選手のうち、市長が決定した者とする。

- (1) 本市内に在住、在勤又は在学している者
- (2) 将来的に競技団体などからの強化指定が期待される者
- (3) 助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 企業や他自治体などからの支援（継続的かつ金銭的）を受けている者
- (2) 競技団体などから強化指定（年代別を除く。）を受けている者
- (3) 大会実績において、市大会での優勝又は県大会での入賞以上の実績がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(対象競技)

第3条 助成金の交付対象となる種目は、募集要領に定める夏季・冬季オリンピック、夏季・冬季パラリンピック、及び夏季・冬季ユースオリンピックの正式種目とする。

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

(対象期間)

第5条 助成金の交付対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、一人あたり20万円を限度とし、対象期間中に対象者が支出した対象経費の2分の1以下とする。

(交付の制限等)

第7条 助成金の交付は、同一選手の同一競技種目につき3回までとする。なお、年度ごとに申請できる競技種目は一つとする。

(交付の申請)

第8条 助成を受けようとする者は、川崎市個人型トップアスリート助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本市内に在住、在勤又は在学していることを証明する資料
- (2) 出生時に本市に住民登録があったことを確認する資料(該当の場合)
- (3) 他自治体からの支援や競技団体などからの強化指定制度に関する資料
(第2号様式)
- (4) 本市との関わりに関する資料(第3号様式)
- (5) 競技活動に対する支援等の実績に関する資料(第4号様式)
- (6) 助成対象期間における活動計画書(第5号様式)
- (7) 申請対象経費計算書(第6号様式)
- (8) 助成を受けようとする者が申請日時時点で未成年の場合、法定代理人の同意書
(第7号様式)

- (9) その他申請内容を確認するための資料

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該資料の審査

及び必要に応じて行うヒアリング等により、その内容を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、川崎市個人型トップアスリート助成金交付決定通知書（第8号様式）により、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により助成金の交付を行わないことを決定したときは、川崎市個人型トップアスリート助成金不交付決定通知書（第9号様式）にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第10条 申請者に対する助成金の支払いについては、交付決定した額を概算払いにより一括で支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により助成金を受けようとするときは、川崎市個人型トップアスリート助成金概算交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 助成金の交付を受けた申請者は、対象期間終了後、速やかに川崎市個人型トップアスリート助成金実績報告書（11号様式）を市長に提出し、次の事項を記載した資料を添付するものとする。

（1）実績金額計算書（第12号様式）

（2）領収書（写）等の証拠資料

（3）その他市長が必要と認める資料

（助成金の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告の内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべ

き助成金の額を確定し、川崎市個人型トップアスリート助成金交付額確定通知書（第13号様式）により、申請者に通知するものとする。なお、第9条第3項の規定により通知した交付決定額と交付確定額が同額の場合は、これを省略できるものとする。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金交付を受けたとき
- （2）助成金を助成の対象となる経費以外の用途に使用したとき
- （3）第2条第2項各号のいずれかに該当していることが認められたとき
- （4）助成金交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき

（助成金の返還）

第14条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合には、助成対象経費の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第9条第3項の規定により通知した交付決定額と第12条の規定により通知した交付確定額が異なる場合における交付した助成金の余剰部分に関し、準用する。

（申請資料等の代筆）

第15条 助成を受けようとする者が申請資料等を作成することができない事情があるときは、本人の意思を確認したうえで、次の各号に掲げる者が代筆することができる。

- （1）配偶者
- （2）親権者
- （3）3親等内の親族

(4) 前3号に掲げる者以外の助成を受けようとする者を介護している者

(資料等の整備)

第16条 助成金の交付を受けた申請者は、助成の対象となる経費に係る帳簿及び証拠資料を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する証拠資料は、当該助成金の交付対象となる期間の属する川崎市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、前項の資料の提出を求めることができる。

(警察本部への照会)

第17条 市長は、必要に応じ、申請者が第2条第2項第2号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| | | |
|--------|---------------|-----------------------------------|
| 助成額 | 1人あたり年間20万円以内 | |
| 助成対象経費 | 1 練習に伴う費用 | 練習を行うための会場使用料や、選考練習会（合宿含）等への参加費用 |
| | 2 大会出場に伴う費用 | 各種大会への参加に伴う遠征旅費や、エントリー費用等 |
| | 3 競技用具の調達 | 対象者が競技に使用する用具又は補装具の購入に係る費用 |
| | 4 競技用具の整備 | 対象者が競技に使用する用具又は補装具の修理、消耗品の購入に係る費用 |

※1, 2については、障害者スポーツに限り、競技を行ううえで介助が必要な場合は、介助者分を含む。